

令和8年度 大洗町地域おこし協力隊募集要項（委託型）

～地場産品認知度・魅力向上に取り組む地域おこし協力隊～

令和8年9月

1. 目的

本町では、豊富な農水産物や加工品があるものの、その魅力が十分に伝わりきっておらず、認知度や魅力向上に課題があります。

そのような産品の魅力をこれまで培ったマーケティング、デザイン、広報などのスキルを活かし、客観的な視点で地場産品の新たな魅力を引き出す活動や生産者及び事業者とともに新たな地場産品の魅力発信・価値向上に取り組み、さらには商品の開発を行うなど大洗産品の魅力を高める活動を行っていただける地域おこし協力隊を募集します。

2. 募集人数

1名

3. 業務概要

- (1) マーケティング活動を通じ、各種分析や SNS 等を活用した情報発信を行うとともに、地域課題や魅力の再発見を行う。
- (2) 地場産品を使った商品の開発やブラッシュアップ等を行い、魅力向上を図る。
- (3) 生産者・事業者と連携した商品の開発を行う。
- (4) 地域の声を吸いあげ、地域を元気にする取り組みを企画・立案し実行する。
- (5) 大洗町の地域資源の発掘と活用を見出すため、積極的に各地域を回り、「地域の宝探し」を行う。
- (6) 大洗町の地域振興や産業振興に係る取り組みを行う。
- (7) その他、地域の課題解決や活性化に資する活動を企画・立案し実行する。

※上記を基本として、応募者の特技や特性を考慮して活動内容を町と協議の上決定します。

4. 募集対象

- (1) 令和8年9月1日現在で20歳以上の方（応募日現在の年齢。性別は問いません。）
- (2) 現在、三大都市圏の都市地域または政令指定都市（条件不利区域以外の区域）に居住しており、任用または委嘱期間を通して生活拠点を大洗町に移し、採用後に住民票を大洗町へ異動できる方
※総務省ホームページ「地域おこし協力隊ナビ」内「通知・資料」の「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表（令和4年4月1日現在）」にて地域要件を確認できます。
- (3) 心身ともに健康で誠実に勤務ができる方
- (4) 普通自動車運転免許証を所持し、実際に運転できる方
- (5) パソコン操作（ワード・エクセル・パワーポイント・メール等）およびインターネット、SNS等の知識を有し、容易に活用できる方
- (6) 写真撮影（風景、人物、食材など）が得意な方や、Adobe Illustrator 等を使用してデザイン制作が出来る方、ECサイトの運営経験者
- (7) 地域おこし協力隊としての活動期間終了後も大洗町に定住し、起業・就業しようとする意

欲のある方

- (8) 地域住民、関係者と積極的にコミュニケーションをとることができ、関係者と連携しながら地域活性化に取り組む意欲のある方
- (9) 次のいずれにも該当しない方
 - ア 日本国籍を有していない方
 - イ 成年被後見人または被保佐人
 - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

5. 委嘱形態

「委託型地域おこし協力隊員」として委嘱します。

6. 勤務地

茨城県東茨城郡大洗町内（必要に応じて町外での活動もあり）

7. 委託型地域おこし協力隊について

(1) 委嘱形態・期間

- ア. 上記業務概要に記載する活動を委託します。委託内容については、協議により決定し、町と業務委託契約を締結して活動します。
- イ. 町との雇用関係はないため、健康保険及び年金保険料等は自己負担となります。
国民健康保険、国民年金に加入いただく必要があります。
- ウ. 町が委託する業務以外の業を自由に行うことができます。（副業を行うことが可能です。）
ただし、委託業務遂行の支障にならない範囲での行動をお願いします。
- エ. 協力隊員は町長が委嘱し、委嘱期間は委託契約締結日から令和9年3月31日までを最初の契約期間とします。
- オ. 次年度以降の委嘱については、各年度終了時に活動状況や実績を勘案し、最長3年間まで更新することができます。
- カ. 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとします。

(2) 勤務日及び勤務時間

活動日数や活動時間は、委託契約締結の際、協議の上決定いたします。

(3) 委託料等

委託料（人件費分）の額は、基本的に隊員1人当たり月額291,000円を月の支払い上限額とします。ただし、応募者の知識、技術、職務経験等を考慮し、協議の上で増額又は減額することがあります。

活動費については、基本的に協力隊員1人当たり年間200万円を上限額とします。（活動期間が1年に満たない場合は、月割りにて計算します。）

活動に必要な経費として認められる費用は主に以下のとおりです。

- ・住居、車両等の借りに要する
- ・活動旅費等移動に要する経費
- ・作業道具、消耗品等に要する経費
- ・隊員の研修に要する経費
- ・活動報告会等に要する経費

(4) 待遇・福利厚生

ア. 住居は大洗町内に居住いただきます。

賃貸借した物件に居住した場合は、賃借料等は町が負担します。

※光熱水費や引っ越しに係る費用は自己負担となります。

イ. 活動に要する費用で活動報告に基づき、町が必要と認めた費用につきましては、予算の範囲内で町が負担します。

8. 留意事項

(1) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことがあります。

(2) 住民票の異動は、必ず委嘱日以降に行ってください。それ以前に住所を異動した場合、応募対象者でなくなり、採用取り消しとなる場合があります。

(3) 委嘱期間中の住居賃借料当は町で補助対象となりますが、光熱水費や引っ越しに係る費用等は自己負担になります。

9. 申込受付期間

(1) 応募受付期間 令和8年9月14日～採用者決定まで

※ただし、応募があった方から選考を開始しますので、採用者が決定した場合は募集を終了します。

(2) 提出書類

ア. 大洗町「地域おこし協力隊」応募用紙（所定様式）

イ. 住民票抄本（令和8年9月1日以降に取得したもの）

ウ. 普通自動車免許証又はマイナンバーカードの写し

(3) 提出方法

郵送又は持参

(4) その他

ア. 応募に係る費用は、すべて応募者の負担となります。

イ. 提出された書類等は、返却しません。なお、提出された個人情報については、本応募のみに使用し、その他の用途には使用しません。

10. 選考方法

(1) 1次審査：書類選考の上、その結果を書面にて通知いたします。

(2) 2次審査：1次選考合格者を対象に面接を行います。面接の日時、場所は別途、連絡します。

※応募・面接等に係る費用は応募者負担となります。

※住民票の異動は、必ず委託契約締結日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募対象者でなくなり、採用取り消しとなる場合があります。

11. 問い合わせ先・申込み先

まちづくり推進課 ふるさとプロモーション係

〒311-1392 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275

TEL：029-267-5109（直通）

Mail：machidukuri2@town.oarai.lg.jp